

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

松本市には、市内全域に広く文化財が分布しています。これらの文化財は、長い年月にわたり人々に守り伝えられた地域の宝であり、今後もその価値を損なうことなく伝えていくことが大切です。

松本市は、市域全体の文化財を指定・未指定を問わず総合的に把握し、保存活用を図る文化財保護のマスタープランとして平成29年（2017）度に「松本市歴史文化基本構想」を策定しました。さらにこの基本構想を基に、平成30年（2018）度に「松本市文化財保存活用地域計画」を策定し、令和元年（2019）度に国の認定を受けました。松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の適切な保存・活用を図ります。

松本市内の指定等文化財の件数は、国宝松本城天守を始め、国・県・市合わせて339件で、その内訳は30ページの表のとおりです。これらの指定等文化財については、それぞれ文化財保護法、長野県文化財保護条例、松本市文化財保護条例等の関連法令に基づき、文化財所有者の協力を得ながら、適切な保存・活用を行います。

松本市歴史文化基本構想の策定に当たり、文化財総合調査及び関連文化財群の設定を行っています。文化財総合調査の結果を踏まえ、未指定文化財の調査を継続的に実施し、文化財的価値を適切に判断しながら、松本市文化財保護条例に基づき、一定の基準に達している物件の指定・登録等を行います。

また、関連文化財群は、地元住民による保存活用が行われているものについて、まつもと文化遺産として認定し、補助金交付等の支援を行います。

市内に存在する文化財は、指定等文化財を含め、その多くは個人等の私有物件です。中でも有形文化財は、日常的な維持管理に加え、定期的な修理等も必要となることから、その経費が所有者にとって大きな負担となっています。松本市は、松本市文化財保護事業補助金交付要綱を定め、指定等文化財の維持管理のために必要な修理事業等に対して、適切な保護が図られるように補助金の交付を行っています。修理事業等の実施に当たっては、文化財的価値の維持の観点から、指導、助言を適宜行っています。また、空き家対策事業を通じて空き家となっている歴史的な建造物の利活用を進めます。こういった施策の実施により、今後も、所有者の負担軽減を図りながら文化財の保存・活用に努めます。

民俗芸能や祭礼行事など、後継者育成や次世代への伝承が不可欠な無形民俗文化財については、保存会等の団体の活動に対し補助金を交付し、財政的な支援を行い、保存・継承を図ります。

また、地域の歴史・文化の記録となる地区誌等の刊行に対して補助金を交付し、

記録保存の推進に努めています。今後も、文化財の保存・活用に対する支援策として継続し、地区誌等による地域の歴史・文化の記録や情報発信を図り、伝統文化の継承を図ります。

文化財を適切に保存・活用していくためには、個々の文化財について、保存活用計画、整備計画を策定し、文化財の適切な保存・活用を計画的に実施することが有効です。

国指定文化財の保存活用計画（保存管理計画）については、特別名勝及び特別天然記念物上高地（平成 21 年（2009）度、28 年（2016）度改訂）、国宝松本城天守（平成 26 年（2014）度）、史跡松本城（平成 28 年（2016）度）、旧松本高等学校（平成 28 年（2016）度）、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石（令和元年（2019）度）が策定済みです。今後も国指定文化財の保存活用計画等について、順次策定を進めます。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財は、現在まで長い年月にわたり守られてきたもので、今後もその価値を維持し続けるために修理や整備を行う必要があります。文化財の修理は現状の価値を損なわないように実施することが重要です。特に、建造物の解体修理等の大規模な修理や、復原を伴うような整備を行う場合には、事前に当該文化財に関する調査研究を十分に行い、史実に基づいた修理及び整備を実施します。

文化財の現状変更については、文化財の区分に応じ、文化財保護法や関係条例の規定を遵守し、また、必要に応じて文化庁、長野県、松本市文化財審議委員、学識経験者等の指導・助言を仰ぎながら、適切に文化財の保存・管理を実施します。

個人所有の指定等文化財に対する修理については、計画的に補助金の交付を行い、所有者の負担軽減を図るとともに、適切な修理内容となるよう支援します。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

松本市は、平成 12 年（2000）に「松本まるごと博物館構想」を策定し、松本市立博物館を中心施設として松本市全体を屋根のない博物館と考えて事業を開展しています。

松本市立博物館には、文化財建造物を活用した国宝旧開智学校校舎や重要文化財馬場家住宅のほか、重要文化財旧松本区裁判所庁舎等の建造物を移築した、たてもの野外博物館・松本市歴史の里、考古資料を展示する松本市立考古博物館など 15 館の附属施設があります。松本市立博物館及びその附属施設は、収蔵する文化財の保存や建造物を含む文化財の展示を行っています。各施設はそれぞれのテーマを持って、地域の拠点としての博物館活動を実施しながら、伝統文化を含む文化財の保存・継承や活用に寄与しています。また、松本市立博物館では市民学芸員養成講座を開講し、市民が博物館活動に参加する機運を高めています。今後も、こうした活動を継続して情報発信を行うことにより、行事等への参加や担い

手の確保につなげ、伝統的な活動の継承を図ります。

一方、中核施設である松本市立博物館は、建設から 50 年以上の年数が経過し、施設の老朽化と狭隘化が深刻となり、さらに史跡松本城の区域内に位置していることから、移転が課題となっていました。平成 28 年（2016）度に「松本市基幹博物館施設構想」及び「松本市基幹博物館建設計画」を策定し、基幹博物館として松本城三の丸エリアの旧松本城大手門駐車場敷地への新築整備を進めています。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の価値やその魅力の維持に大きく影響するものです。そのため、文化財個々に対する取組みを行うだけではなく、文化財とその周辺環境を一体的に保全していくことが文化財の魅力を更に向上させるために必要です。

松本市は、平成 20 年（2008）に景観法に基づく景観計画を策定しました。市域全体を六つの景観区域に区分した上で、更に 20 の景観類型地区に細分して景観形成方針を定め、建築物等の高さや色彩に制限を設けて景観の保全を図っています。今後は計画の改定を行い、景観事前協議制度による協議の円滑化を図ります。

また、平成 21 年（2009）に松本市屋外広告物条例を施行して景観計画を合わせて文化財周辺の良好な景観の保全に努めています。更に中心市街地における歴史的まちなみを保全するため、無秩序な駐車場化や建造物の除却による空地化を防ぐ取組を行います。

文化財を見学する者が市内を安心して歩いて回れる環境を整備するため、道路の美装化や案内板の整備を進めてきました。今後は中心市街地への流入車両を抑制して歩行者や公共交通を優先するまちづくりを行った上で、街路空間の活用による歩行空間の充実を図ります。特に国宝松本城天守及び旧開智学校校舎を含めた松本城三の丸地域においては、新たな方針を定めて総合的な整備を行い、観光客のみならず地域住民が集い賑わいを創出する地域とします。

また、案内板については、今後再整備する際にはデザインに統一性を持たせるなど、分かりやすく、かつ、周辺の環境と調和したものとなるよう検討します。

(5) 文化財の防災に関する方針

文化財は、火災や地震等によって失われたり、きそん毀損してしまうと、再び回復することが不可能なかけがえのない国民全体の財産です。これらの貴重な文化財を後世に継承するためには、日常の維持管理を含めて、適切な管理を行うことが重要です。また、盗難、放火、毀損といった人災による文化財の被害も後を絶ちません。

文化財の防災に当たっては、火災報知設備・消火設備等の防火設備、監視カメラ等の防犯設備の設置や、地震に備えた耐震対策の実施といったハード面での整備を進めるとともに、火の始末や戸締りの確認、防災・防犯設備の点検といった

日常的な維持管理、災害に備えた防災訓練の実施を徹底することが重要です。

市の所有する文化財のハード・ソフト両面での防災のための整備等を進めるとともに、日常的な管理における防災を徹底します。また、個人等が所有する文化財については、防災・防犯に関する情報を周知し、日常的な維持管理を始めとした対策について協力を仰ぎます。防災・防犯設備の設置に当たっては、補助金を交付し、所有者の負担軽減を図ります。

また、万が一、災害が発生した際に備え、全国統一の文化財防火デーにあわせて防災訓練を実施するとともに、消防署や警察署など関係機関と連携して防災体制の確立に努めます。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財は国民共有の財産であり、文化財の保存・活用に対し、所有者や管理者だけでなく、幅広く市民の方々に关心を持ってもらうことが重要です。

松本市では、市ホームページ内に設けた文化財紹介ページ「松本のたから」や、SNS を活用し、文化財に関する情報を発信しています。また、博物館では「松本まるごと博物館構想」に基づき、体験学習や講演会、見学会等の事業を実施しています。また、小・中学生が文化財に親しむ機会を増やすために博物館親子パスポートを発行し、施設利用の無料化を図っています。

さらに、地区単位の事業として、各福祉ひろばでは地域のウォーキングマップに文化財を掲載し、各地区公民館では各地区を対象とした身近な文化財関連事業を行っています。また、市民を対象とした文化財に係る出前講座も行っています。

また、市民の力で松本の魅力を発信しようと集まったボランティア「新まつもと物語プロジェクト」が、文化財を含めた松本の魅力について、松本市公式観光ホームページ「新まつもと物語」や、冊子「松本さんぽ」、「まつもと水巡りマップ」といったパンフレット等により、幅広く情報発信をしています。

指定文化財のうち、有形文化財や記念物については、現地への統一形式の説明板設置を進めています。未指定文化財については、史跡ゾーン整備事業として、昭和 62 年（1987）度から平成 28 年（2016）度まで市内 35 地区の文化財関連団体に委託し、文化財愛護思想啓発のため、地区内の様々な文化財に案内板を設置したり、文化財マップを刊行する事業を実施してきました。

今後も既存の制度を活用しながら、普及・啓発活動を行います。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

松本市は、周知の埋蔵文化財包蔵地として旧石器時代から近世までを対象にしており、現在、市内では 734 カ所の埋蔵文化財包蔵地が確認されています。

また、府内の開発許可に関する各課と連携し、市内で建築や土木工事等を行う業者に対しては、埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かの事前確認を求めています。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、文化財保護法第 93 条に基づき提出された届出書により、必要に応じて試掘調査等を実施し、又は事業計画の変更を求め

るなどして遺跡の保存を図り、適切に文化財が保護されるよう今後も継続します。更に未発見の埋蔵文化財の保護にも万全を期します。

(8) 教育委員会等の体制と今後の方針

松本市において文化財行政を担当するのは、教育委員会教育部文化財課（職員39名。うち専門職員14名）であり、課内に文化財担当（9名）、埋蔵文化財担当（16名）、史跡整備担当（5名）、城郭整備担当（9名）の4担当を置いています。合併による市域の拡大や、開発件数の増加に伴い、保護対象となる文化財の件数や、発掘業務量が増加しているため、今後も適正な人員配置を図り、文化財保護を進めます。また、本計画の進捗にあたっては、お城まちなみ創造本部と連携し事務局として庁内の調整を行います。

文化財の指定・解除等の重要事項を審議する諮問機関として、松本市文化財保護条例第6条第3項に基づき、松本市文化財審議委員会を設置しています。文化財審議委員会の委員は10名以内で、学識経験者に委嘱しています。現在の委員会は9名の委員により構成されており、専門分野は、歴史2名、考古1名、建築史1名、建築設計1名、民俗1名、美術・工芸1名、自然2名となっています。法定協議会である松本市歴史的風致維持向上協議会とともに、本計画に関する意見を聴取して事業の円滑な実施を図ります。

さらに、文化財に関係している課として、生涯学習課、博物館、松本城管理事務所等の部署があります。

博物館（職員44名。うち学芸員19名）は、松本市立博物館を中心に、文化財の収蔵・展示を行うとともに、国宝旧開智学校校舎を始めとする市が所有する文化財建造物の公開・管理を行っています。松本城管理課（職員数17名 専門職なし）は国宝松本城及び史跡松本城の公開・管理に関する業務を行っています。生涯学習課は、旧松本高等学校をあがたの森文化会館として公開・管理しています（あがたの森文化会館（旧松本高等学校）に係る職員3名 専門職なし）。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

松本市の文化財の保存・活用に関わっている団体は、松本城や小笠原氏城跡など個々の文化財の保護に関わって設立された団体や、伝統行事等の無形民俗文化財を後世に伝えるための保存会、地区に伝わる文化財を守るための団体や史談会、文化財について情報発信をする市民団体等があり、その規模や活動形態は様々です。

これらの団体の多くは、地元の町会や公民館活動等を核とした地域コミュニティが主体となって、ボランティアで活動しています。文化財を守っていくという考え方の下に人々が集い、真剣に活動に取り組んでいます。

市としても、活動に必要な情報提供や、講習会や連絡会など各団体間の連携への協力、原材料等の提供、活動に対する補助金の交付等を実施しており、引き続き官民協働による文化財の保存・活用を図ります。

松本市の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	活動エリア	活動概要
松本古城会	松本城	松本城で開催される市主催行事等への協力、松本城の世界遺産登録推進運動
松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会	松本城	鉄砲蔵見学会の主催、古式砲術演武等の市主催行事への協力
松本城案内グループ	松本城	松本城を訪れる観光客のガイド
N P O 法人アルプス善意通訳協会	松本城	松本城を訪れる外国人を中心とした観光客ガイド
旧開智学校ボランティアガイド	旧開智学校	旧開智学校校舎を訪れる観光客のガイド
松本まちなか観光ボランティアガイド	中心市街地	松本城及び市街地の観光名所のガイド
松本深志舞台保存会	中心市街地	松本城下町の舞台の保存活用
ぼんぼんと青山様伝承保存会	中心市街地	ぼんぼんと青山様の保存継承
松本市沢村町会	沢村地区	まつもと文化遺産「古代より人々の集うまち～ふれあい広がる大日堂～」の保存活用
安原地区まちづくり協議会・安原地区歴史研究会	安原地区	まつもと文化遺産「松本城下北の要 武家のまちと商家のまち」の保存活用
お八日念仏足半草履保存会	両島地区	両島のコトヨウカ行事の保存継承
島内鳥居火会	島内地区	島内の鳥居火の保存継承
島内地区歴史文化財調査委員会	島内地区	まつもと文化遺産「嶋之内の成立と発展～平瀬城&犬甘城 街道と水～」の保存活用
裸祭り実行委員会	島立地区	島立堀米の裸祭りの保存継承
伊深古城会	岡田地区	伊深城跡の環境整備
桐原城址愛護会	入山辺地区	桐原城跡の環境整備
林古城会	里山辺地区	林城跡（大城・小城）とその周辺の関連史跡の整備
里山辺花いっぱいボランティア	里山辺地区	針塚古墳周辺の環境整備（花壇の整備）
今井地区文化財委員会	今井地区	まつもと文化遺産「近代今井の象徴～幕府領が守った文化財～」の保存活用
内田ササラ踊保存会	内田地区	内田ササラ踊りの保存継承
祇園ばやし保存会	奈川地区	奈川祇園ばやしの保存継承
奈川獅子舞保存会	奈川地区	奈川獅子の保存継承
若澤寺史跡保存会	波田地区	若澤寺跡の環境整備
松本まるごと博物館友の会	松本市内	松本まるごと博物館構想の実現、市民の生涯学習の推進を目的とした学習会や講演会の開催、調査活動、会報や報告書の刊行
松本市地域文化財連絡協議会	松本市内	市内の文化財愛護団体の協議会

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内に存在する指定等文化財のうち、建造物、史跡の件数は 19 件です。内訳は、国指定文化財が国宝松本城天守、国宝旧開智学校校舎、史跡松本城の 3 件、登録有形文化財が松本館旧館、松本館便所棟、旧第一勧業銀行松本支店、旧光屋店舗兼主屋、旧光屋文庫蔵、日本聖公会松本聖十字教会の 6 件、県指定文化財が橋倉家住宅、旧松本カトリック教会司祭館、旧念来寺鐘楼の 3 件、市指定文化財が高橋家住宅、源智の井戸ほか 6 件、市登録文化財が旧デリー（壱の蔵）の 1 件です。これらの文化財については、文化財保護法、長野県文化財保護条例、松本市文化財保護条例に基づく保護がなされており、今後も所有者等と連携を図りながら保存活用を進めます。

国指定文化財の保存活用計画については、国宝松本城天守、史跡松本城について策定済みであり、現在、国宝旧開智学校校舎の保存活用計画策定に取り組んでいます。

重点区域の中核をなす文化財である国宝松本城天守と史跡松本城については、「松本城およびその周辺整備計画」、「国宝松本城天守保存活用計画」、「史跡松本城保存活用計画」に基づき、日常的な維持管理・公開を行うとともに、修理や整備を計画的に実施し、保存活用を図ります。

未指定の文化財については、歴史文化基本構想策定時に実施した悉皆調査等の成果を基に、一定の価値が認められるものについては文化財として指定等を図ります。建造物については、文化財指定に加えて登録有形文化財への登録推進や、市の独自の施策である松本市近代遺産、松本市登録文化財への登録や歴史的風致形成建造物への指定による支援等を行い、保護を図ります。

また、ぼんぼん・青山様といった無形民俗文化財は、指定・未指定に関わらず、少子化や実施環境の変化など文化財を取り巻く状況が変わってきています。保存団体と連携しながら保存・伝承、普及啓発を図るとともに、記録作成等の措置を講すべきものとして選択されている文化財などについては、必要に応じ記録保存を実施し、次世代に継承します。

【重点区域における事業】

- (1)-① 松本城南・西外堀復元事業（平成 23 年度～令和 12 年度）
- (1)-② 国宝松本城天守等耐震対策事業（平成 26 年度～令和 12 年度）
- (1)-⑤ 国宝旧開智学校校舎耐震改修事業（令和 2 年度～5 年度）
- (1)-⑥ 歴史まちづくり事業（平成 27 年度～令和 12 年度）
- (4)-① 文化財記録保存事業（平成 20 年度～令和 12 年度）

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理に当たっては、文化財保護法、長野県文化財保護条例、松本市文

化財保護条例の規定に従って実施し、現状変更等の手続が必要な事業については申請をし、許可権者の許可を受けた上で実施します。また、その際には、文化庁、長野県教育委員会など関係機関と連携し、必要に応じて指導・助言を仰ぎます。また、松本市文化財審議委員会や史跡松本城整備研究会などの既存の組織や、必要に応じて有識者等による新規の組織を立ち上げるなどして意見を求めながら、当該文化財に関する調査研究を十分に行い、真正性を担保した上で修理及び整備を実施し、文化財の価値を損なわないようにします。

【重点区域における事業】

- (1)-① 松本城南・西外堀復元事業（平成 23 年度～令和 12 年度）
- (1)-② 国宝松本城天守等耐震対策事業（平成 26 年度～令和 12 年度）
- (1)-③ 国宝松本城天守防災対策事業（令和元年度～12 年度）
- (1)-④ 松本城堀浄化対策事業（平成 30 年度～令和 12 年度）
- (1)-⑤ 国宝旧開智学校校舎耐震改修事業（令和 2 年度～5 年度）
- (4)-① 文化財記録保存事業（平成 20 年度～令和 12 年度）

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

これまで、松本市立博物館は史跡松本城内に設置されており、松本城を見学した観光客が、あわせて松本の歴史や文化財を学ぶのには好適な場所でしたが、二の丸内に位置することから松本城の歴史的景観を大きく損なったものとなっていました。現在、松本市立博物館は「松本市基幹博物館施設構想」、「松本市基幹博物館建設計画」、「松本城およびその周辺整備計画」に基づき、三の丸内への新築整備を進めています。

また、松本城の城郭内や城下町には、江戸時代末期の町名や小路名の由来などを記した石柱や、文化財の案内板を設置し、市民や観光客に地域の歴史を知ってもらえるようにしています。

【重点区域における事業】

- (2)-③ 松本市基幹博物館整備事業（平成 28 年度～令和 4 年度）
- (3)-① 歩いてみたい城下町まちづくり事業（平成 21 年度～令和 4 年度）

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域については、松本城を中心とした区域が景観計画における歴史的景観区域となっており、建築物の高さや外壁の色彩に制限が設けられて城下町にふさわしい歴史的・伝統的なまちなみ景観の保全を図っています。また、景観条例を平成 30 年（2018）に改正して景観事前協議を行うことを求めています。今後は景観計画の見直しを行い、より良好な景観形成への誘導を図ります。

松本城三の丸地域においては、第 1 期計画から継続している堀の復元や都市計画道路の整備に加えて、現市庁舎の建替えを含む三の丸地域の総合的な整備を行

うことにより、歩行者を優先した空間の創出を図ります。

【重点区域における事業】

- (2)-① (都) 内環状北線整備事業（平成 24 年度～令和 4 年度）
- (2)-② 松本城周辺道路整備事業（平成 29 年度～令和 7 年度）
- (2)-④ 市役所庁舎建替事業（令和 3 年度～12 年度）
- (2)-⑤ 松本城を中心としたまちづくり事業（平成 30 年度～令和 12 年度）
- (3)-① 歩いてみたい城下町まちづくり事業（平成 21 年度～令和 4 年度）
- (3)-② 景観計画推進事業（平成 20 年度～令和 12 年度）
- (3)-③ 空き家対策事業（平成 27 年度～令和 12 年度）

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

国宝松本城天守、国宝旧開智学校校舎では、毎年 1 月 26 日の文化財防火デーにあわせて防災訓練を実施しています。訓練の際は、松本広域消防局、市消防団、地域住民及び市教育委員会が連携し、災害時の連絡体制の確認、避難訓練、消火訓練及び応急処置の講習等を実施しています。それ以外の文化財でも、文化財を管轄する消防署や消防団、地元町会が中心となり地区ごとの防災訓練を実施しており、防災への意識の高揚を図っています。

国宝松本城天守及び旧開智学校校舎については、耐震診断結果に基づく耐震対策事業及び防災対策事業に取り組みます。

火災、地震といった災害に加え、盗難や毀損等の人的な災害に対しても適切に対応できるよう、ハード・ソフト両面での取組みを進めます。

【重点区域における事業】

- (1)-② 国宝松本城天守等耐震対策事業（平成 26 年度～令和 12 年度）
- (1)-③ 国宝松本城天守防災対策事業（令和元年度～12 年度）
- (1)-⑤ 国宝旧開智学校校舎耐震改修事業（令和 2 年度～5 年度）

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域は、松本市の市街地の中心に位置し、毎年多くの観光客が県内外から訪れています。重点区域内の各文化財は、松本市の魅力を高める重要な地域資源であり、観光パンフレット等で積極的に紹介します。

また、「松本のたから」や「新まつもと物語」等のホームページ、ガイドブック等による情報発信を強化し、目や耳をとおして文化財への関心が高まるようにしていきます。

市内の小・中学校では松本城や旧開智学校での写生会や、博物館への社会科見学を行い、文化財に触れる機会を設けており、今後は、副読本の配布等、更に関心が高まるようにします。

博物館では建造物を含む文化財の展示を行い、その保存活用を図るとともに、

市民学芸員養成講座などを開催し、市民が博物館活動に参加する機運を高めます。

【重点区域における事業】

- (1)-⑧ 松本城世界遺産登録推進事業（令和3年度～12年度）
- (4)-② 市民学芸員養成講座（平成18年度～令和12年度）
- (4)-③ 松本城学びと研究事業（平成23年度～令和12年度）

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域には、9か所の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在します。中でも、近世の遺跡である「松本城跡」と「松本城下町跡」は、重点区域の大部分を占める大きな包蔵地です。両遺跡内には、時代の違う周知の埋蔵文化財包蔵地が重なって存在しています。これらの包蔵地内で開発等が行われる場合は、文化財保護法に基づき、開発事業者から届出を受けるとともに、埋蔵文化財への影響をできるだけ軽減できるよう開発事業者と協議を行い、やむを得ず埋蔵文化財が破壊される範囲について発掘調査を実施し、記録保存を図ります。また、松本城跡、松本城下町跡からは、松本城に関係した重要な遺構が存在することが想定されることから、発掘調査の精度の向上に努めます。

【重点区域における事業】

- (1)-① 松本城南・西外堀復元事業（平成23年度～令和12年度）
- (2)-④ 市役所庁舎建替事業（令和3年～12年度）
- (2)-⑤ 松本城を中心としたまちづくり事業（平成30年度～令和12年度）

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

松本城では、ボランティア団体が見学者のための解説や、外国人への通訳などの活動を日常的に実施しています。また、小学生や業者団体などが天守の清掃を定期的に行ってています。博物館では、博物館友の会などがボランティア活動により季節の行事にあわせた活動を行っています。

一方、地域に根ざした活動の例として、源智の井戸がある地区の地元有志が源智の井戸を守る会として定期的に井戸の清掃を行っていたり、市民ボランティアが記者として松本市公式観光ホームページ「新まつもと物語」に文化財に関する記事を掲載するなどしています。

また、無形民俗文化財についても、「ぼんぼん・青山様伝承保存会」などの団体が活動を行っており、文化財の継承に努めています。

松本市では、市民活動サポートセンターを市役所内に設置し、市民協働の活動を推進しており、今後も各種団体と連携を図りながら活動をサポートします。

重点区域内の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	活動エリア	活動概要
松本古城会	松本城	松本城で開催される市主催行事等への協力、松本城の世界遺産登録推進運動
松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会	松本城	鉄砲蔵見学会の主催、古式砲術演武等の市主催行事への協力
松本城案内グループ	松本城	松本城を訪れる観光客のガイド
NPO法人アルプス善意通訳協会	松本城	松本城を訪れる外国人を中心とした観光客ガイド
旧開智学校ボランティアガイド	旧開智学校	旧開智学校校舎を訪れる観光客のガイド
松本まちなか観光ボランティアガイド	中心市街地	松本城及び市街地の観光名所のガイド
松本深志舞台保存会	中心市街地	松本城下町の舞台の保存活用
ぼんぼんと青山様伝承保存会	中心市街地	ぼんぼんと青山様の保存継承
松本市沢村町会	沢村地区	まつもと文化遺産「古代より人々の集うまち～ふれあい広がる大日堂～」の保存活用
安原地区まちづくり協議会・安原地区歴史研究会	安原地区	まつもと文化遺産「松本城下北の要 武家のまちと商家のまち」の保存活用